

福井県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会
福井県域道路啓開計画策定ワーキンググループ
申し合わせ

1. ワーキンググループの目的

本ワーキンググループは福井県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（以下、「協議会」という。）の規約第7条で定めたワーキンググループのうち、緊急輸送道路等における道路啓開計画を策定及び更新することを目的に設置するワーキンググループであり、大規模地震等発生時に、早期に緊急輸送道路等を確保するための道路啓開・復旧に係る情報を、福井県域の関係機関が共有する体制を構築するために、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき組織する。

2. 調整・検討事項

本ワーキンググループで情報共有・調整・検討すべき項目は、次のとおりとし、これらを道路啓開計画として取りまとめ策定するものとする。また、調整・検討事項に変更が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとする。

- ①非常時の連絡方法の検討
- ②道路被災状況や道路交通状況の早期把握・共有
- ③啓開計画（啓開ルートを選定、担当割付の設定等）
- ④道路の被災想定
- ⑤緊急輸送機能の確保
- ⑥交通規制や放置車両の撤去等
- ⑦防災訓練
- ⑧道路啓開計画の公表及び関係地域(地元)への周知等情報提供方法

3. 協議会への報告

本ワーキンググループで策定した道路啓開計画は、協議会に報告する。

4. ワーキンググループの構成

ワーキンググループの構成員は別紙のとおりとし、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

5. 座長

ワーキンググループの座長は、別紙のとおり福井河川国道事務所長とする。

6. 事務局

ワーキンググループの事務局は、別紙のとおり近畿地方整備局 道路部 道路管理課、福井河川国道事務所 道路管理課、福井県 土木部 道路保全課とする。

7. 付則

この申し合わせは、令和5年12月26日から施行する。

この申し合わせは、令和6年6月6日から改正する。

この申し合わせは、令和8年3月31日から改正する。

以上

(別紙)

福井県域道路啓開計画策定ワーキンググループ構成員

機関名・所属	役職	備考
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	福井河川国道事務所長	座長
国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路防災調整官	
福井県 土木部	副部長 (防災・特定)	
福井県 土木部 道路保全課	道路保全課長	
福井県 土木部 港湾空港課	港湾空港課長	
福井県 土木部 道路建設課	道路建設課参事 (道路企画)	
福井県 福井土木事務所	福井土木事務所長	
福井県 三国土木事務所	三国土木事務所長	
福井県 奥越土木事務所	奥越土木事務所長	
福井県 丹南土木事務所	丹南土木事務所長	
福井県 丹南土木事務所 鯖江丹生土木部	鯖江丹生土木部長	
福井県 嶺南振興局 敦賀土木事務所	嶺南振興局 敦賀土木事務所長	
福井県 嶺南振興局 小浜土木事務所	嶺南振興局 小浜土木事務所長	
福井県 防災安全部 危機管理課	危機管理課参事 (防災対策)	
中日本高速道路株式会社 金沢支社 高速道路事業部 企画統括課	企画統括担当課長	
西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課	保全サービス統括課長	
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	第 3 科長	
福井県警察本部 警備部 警備課	警備課長	
福井県警察本部 交通部 交通規制課	交通規制課長	
福井市消防局 救急救助課	救急救助課長	
一般社団法人 福井県建設業協会	専務理事	
一般社団法人 福井県測量設計業協会	会長	
北陸電力株式会社 福井支店	総務部業務運営チーム 課長	
北陸電力送配電株式会社 福井支社	技術担当課長 (電力保安担当)	
関西電力送配電株式会社 京都本部	小浜配電営業所長	
N T T西日本株式会社 福井支店	設備部 災害対策室 課長	

【事務局】

機関名・所属
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 道路管理課
福井県 土木部 道路保全課